

# 入居後の手続きに関するご注意（高齢者等ふれあい同居募集）

## 使用承継（名義変更）について

都営住宅入居後に使用者（申込時の申込者）が死亡した場合や転出等により居住を継続できない場合、同居者や介護者が使用承継することはできず、退去し都営住宅を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

ただし、引き続き居住を希望する同居者の方が、60歳以上または障害をお持ちの場合は、退去を猶予できる場合があります。

## 同居許可について

申込時に定めた同居者または介護者について、入居後は毎年度、同居の許可を受けるための申請手続きが必要です。申込時に定めた同居者以外の方を、入居後に新たに同居者として入居させることはできません。ただし、介護者については、申請により東京都の許可を得て交代することは可能です。

この募集により親族でない方同士で入居している間は、親族を同居させることはできません。婚姻をする場合であっても同様です。

## 収入報告等について

入居後は、毎年6月に「収入報告」が必要です。使用者・同居者・介護者全員の所得を申告していただきます。これに基づき、翌年4月からの使用料を決定します。

なお、所得が一定基準を下回る場合は、申請により使用料を減額する制度があります。